

五所川原市除雪車運行管理システム導入業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

五所川原市 建設部 土木課

五所川原市除雪車運行管理システム導入業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

第1 目的

この要領は、五所川原市除雪車運行管理システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、最適な提案者を選定するために必要な事項を定めるものである。

第2 業務概要

- (1) 業務名 五所川原市除雪車運行管理システム導入業務
- (2) 業務内容 別紙「五所川原市除雪車運行管理システム導入業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書は、最優秀者として選定された者の提案内容に応じて変更する場合がある。
- (3) 業務期間 契約締結の翌日から令和3年3月31日まで
- (4) 提案限度額 14,462,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (6) 契約方法 要綱第10条に定める五所川原市除雪車運行管理システム導入業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）によって選定された最優秀者と本市との間で協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を締結する。また、提案内容によっては長期継続契約を締結する場合がある。

第3 担当部署

五所川原市建設部土木課

郵便番号 〒037-8686

住所 青森県五所川原市字布屋町41番地1

電話 0173-35-2111 内線2618

FAX 0173-34-2077

メールアドレス doboku@city.goshogawara.lg.jp

第4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 青森県内において本社（店）、支社（店）又は営業所等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本公告の日から契約締結の日までの間に、当市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) その他法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (7) 五所川原市の令和 2 年度物品等競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (8) 参加申込書を提出する者は、過去 5 年以内に完成した業務で同種又は類似の受託実績があること。
- (9) 前号にある業務実績を有した担当者を従事させることが可能な者であること。

## 第 5 実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールについては、参加申込み事業者数等の事情によって、変更される場合がある。

	内容	期間等
1	プロポーザル公告	令和 2 年 4 月 22 日（水）
2	参加申込期間	令和 2 年 4 月 24 日（金）～令和 2 年 5 月 15 日（金）正午
3	質問書の受付期間	令和 2 年 4 月 24 日（金）～令和 2 年 5 月 8 日（金）正午
4	質問に対する回答	令和 2 年 5 月 13 日（水）まで
5	企画提案書等の提出期間	令和 2 年 5 月 18 日（月）～令和 2 年 5 月 29 日（金）正午
6	1 次審査	令和 2 年 6 月 3 日（水）
7	1 次審査の結果通知	令和 2 年 6 月 5 日（金）
8	2 次審査	令和 2 年 6 月 19 日（金）
9	2 次審査の結果通知	令和 2 年 6 月下旬（予定）
10	委託契約締結	令和 2 年 7 月上旬（予定）

※土・日曜日及び祝祭日を除く。

## 第 6 参加手続き

### (1) 配布書類

配布期間	令和 2 年 4 月 24 日（金）から 令和 2 年 5 月 15 日（金）正午まで
配付資料	1 五所川原市除雪車運行管理システム導入業務委託公募型プロポーザル実施要領 2 五所川原市除雪車運行管理システム導入業務委託仕様書 3 様式
入手方法	平日 8：30～17：00 まで、五所川原市建設部土木課で配布する。 また、五所川原市ホームページにも掲載する。

### (2) 質問の提出及び回答

受付期間	令和 2 年 4 月 24 日（金）から
------	----------------------

	令和2年5月8日（金）正午まで
提出先	五所川原市建設部土木課（前記3参照）
提出方法	質問書（様式6）に必要事項を簡潔に記載し、電子メールで提出すること。また、電話により受信確認を行うこと。 ※他の方法による質問には、一切応じないものとする。
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和2年5月13日（水）までにホームページにて公表する。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加又は修正事項とみなし取り扱う。

（3）参加申込書の受付

受付期間	令和2年4月24日（金）から 令和2年5月15日（金）正午まで
提出先	五所川原市建設部土木課（前記3参照）
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、受付期限までに必着とする。
提出書類	1 参加申込書（様式1） 連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを含む。）を必ず記載してください。 2 事業者概要（様式2） ※必要事項の記載があれば会社概要等のパンフレットでも可。

（4）企画提案書等の作成及び提出

受付期間	令和2年5月18日（月）から 令和2年5月29日（金）正午まで
提出先	五所川原市建設部土木課（前記3参照）
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、受付期限までに必着とする。
提出書類	企画提案書は、仕様書の目的・業務内容を踏まえ、次に定めることに従い業務を遂行するための具体的な手法を簡潔に記載すること。 1 企画提案書（様式7） 1部 2 企画提案資料 15部 【提案項目】 ①業務実績調書（様式3） ②本業務の実施体制及び配置予定者（様式4） ③総括責任者及び担当者の従事業務調書（様式5） ④企画提案書（様式7）

	<p>ア システムの概要及び特徴</p> <p>イ システム運用の支援体制及び次年度以降の保守管理方針</p> <p>ウ システム導入により期待される効果及びその効果の検証方法</p> <p>エ 除雪路線データ作成手法</p> <p>オ GPS 端末、スマートフォン等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様、台数、端末の補償、通信費用、買取かレンタルについて記述すること。また、条件により安価な提案が行える場合は条件についても記述すること。</li> </ul> <p>カ クラウド環境構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンターのセキュリティ対策、容量、品質、性能等について記述すること。</li> </ul> <p>キ 独自提案事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市に役立つと考えられる独自提案があればそれを記載すること。独自提案は見積の範囲内で記載すること。</li> </ul> <p>⑤業務推進スケジュール（様式 8）</p> <p>⑥参考見積書（様式 9）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託合計金額（消費税及び地方消費税を含む。）</li> <li>・導入初年度及び保守点検の次年度以降の 4 年間を記載すること。GPS 端末通信費用も含めた価格とする。また、内訳については任意様式とする。</li> </ul>
備考	<p>1 企画提案書（様式 7）には代表者印を押印してください。</p> <p>2 企画提案資料は、提案項目ごとに作成（A 4 版・任意様式）し、項目順に並べてください。</p> <p>また、「五所川原市除雪車運行管理システム導入業務委託公募型プロポーザル企画提案資料」と記載した表紙（任意様式）をつけて、提案項目①から⑥を 1 組とし、左上をホチキスで留めてください。</p> <p>3 企画提案資料には、会社名、ロゴマーク等、提案者が分かる表示は一切しないでください。</p>

## 第 7 審査方法

### (1) 1 次審査（書類審査）

プロポーザルの提案者が 6 者以上の場合には、五所川原市除雪車運行管理システム導入業務委託プロポーザル審査要領に基づき、審査委員会委員長の指名した委員において企画提案書の内容を審査項目ごとに採点し、2 次審査の参加提案者を 5 者選定する。なお、6 者に満たない場合は 1 次審査を省略し、2 次審査において提出書類審査及びプレゼンテーション等による審査を実施できるものとする。

### (2) 2 次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

審査は、企画提案書に関する書類及びプロポーザルのプレゼンテーション内容等について総合的に評価採点し、その合計点数が最も高く、かつ、見積額が委託業務の提案限度額を上回っていない最適な者を選定し、最優秀者として決定する。また、合計点数が次に高かった提案者を優秀者とする。得点が同点となった場合は見積価格が廉価の提案者を上位とし、さらに見積価格も同額の場合はくじ引きで最優秀者を決定する。最優秀者が何らかの理由により契約を行えなかった場合は、優秀者を最優秀者とする。企画提案者が1者のみの場合にも、上記の選考方法により審査をする。

①実施予定日 令和2年6月19日（金）

※時間・場所等の詳細については、別途通知する。

※上記日程は、参加申込者数等の事情により変更される場合がある。

②所要時間 1事業者につき60分以内とする。

（準備10分以内、プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分以内、撤去10分以内）

③内容 第6の規定により提出した「企画提案書」と同様の内容とする。

④参加人数 本業務に直接携わる予定の担当責任者を含め5名以内とする。

⑤使用機器 プレゼンテーションで使用するパソコンは提案者で準備すること。プロジェクターとスクリーンは本市で準備するが、提案者が準備する場合は担当部署（前記3参照）へ連絡すること。

⑥プレゼンテーションの順番 企画提案書の提出順とする。また、公平性を確保するため、提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴できない。

⑦審査基準 五所川原市除雪車運行管理システム導入業務委託プロポーザル審査要領のとおり

### （3）審査結果の通知

①1次審査

審査結果を電子メールにより通知する。なお、選定された者のみ、審査結果とともに第2次審査の日程等についても電子メールにて通知する。

②2次審査

審査結果を電子メールにより通知する。

### （4）審査結果通知日

①1次審査 令和2年6月5日（金）

②2次審査 令和2年6月下旬（予定）

### （5）その他

委員会での審査は非公開とし、選定結果等についての異議申し立ては一切受け付けない。

## 第8 契約の締結

本業務の最優秀者に決定した事業者は、仕様書及び受託事業者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、随意契約により契約を締結する。企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、受託事業者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、

これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行うものとする。

#### 第9 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書に関する書類の提出期限までに必要書類が提出されなかった場合
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託業務の提案限度額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 上記(1)～(5)に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為など、審査委員長が失格であると認めた場合

#### 第10 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出した書類の提出後の修正又は変更は一切認めないこととする。
- (3) 申込書類に記載した総括責任者及び担当者は、原則として変更はできないものとする。ただし病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、その限りではない。
- (4) 契約締結後、本業務において作成した成果品の所有権、著作権、利用権については、五所川原市に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類の返却はしないものとする。
- (6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、五所川原市情報公開条例（平成17年五所川原市条例第9号）に基づき提出書類を公開する場合がある。
- (7) 2次審査については、今後のコロナウイルスの影響によりプレゼンテーションの中止、プレゼンテーションへの参加者の制限または別の方法による場合がある。